

人と自然が調和・共生する
循環型社会のまち・かみす

神栖市 環境基本計画

平成21年度～平成30年度
—概要版—



Produced by Kamisu City

あいさつ

「人と自然が調和・共生する
循環型社会のまち・かみす」をめざして



私たちのまち「神栖市」は、平成17年8月1日に神栖町と波崎町が合併し、新しい市として誕生しました。

本市は高度経済成長を背景に、国際的な港湾都市として、また活力ある臨海工業都市として、経済的な豊かさや安定した暮らしをめざしたまちづくりを進め、現在においても力強く発展を続けております。

しかしながら、工業都市としての発展に伴い、市の自然が大きく変わっただけでなく、私たちの日常生活や事業活動と深く関わった水の汚れやごみの増加などの身近な環境問題の顕在化をはじめ、地球温暖化問題やオゾン層の破壊などの地球規模に及ぶ環境問題の解決が大きな課題となっています。

市の豊かな自然環境を守り、自然と共に生きる社会を構築し、より良い環境づくりを進めるために、環境を保全・創造する取り組みを総合的かつ計画的に進めることで、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた使命です。

本市では、これまでも環境に関する課題の解決に力を尽くしてまいりましたが、この使命を深く自覚するとともに、新たな決意を込めて、環境への負荷の少ない循環型社会をめざした「神栖市環境基本計画」を策定しました。

本計画では、「人と自然が調和・共生する循環型社会のまち・かみす」を望ましい環境像として掲げ、市の環境の保全と創造のためのさまざまな取り組みを示しています。今後は、この計画に基づいて、市民及び事業者の皆様、並びに市がそれぞれの責任に応じた役割を果たすとともに、三者の協働を図ることにより、より良い環境づくりを進めてまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際し、アンケートやパブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめとする関係各位の皆様、貴重なご提言をいただきました神栖市環境審議会、並びに神栖市環境市民会議の委員の皆様にご心より御礼申し上げます。

平成21年3月

神栖市長 保 立 一 男

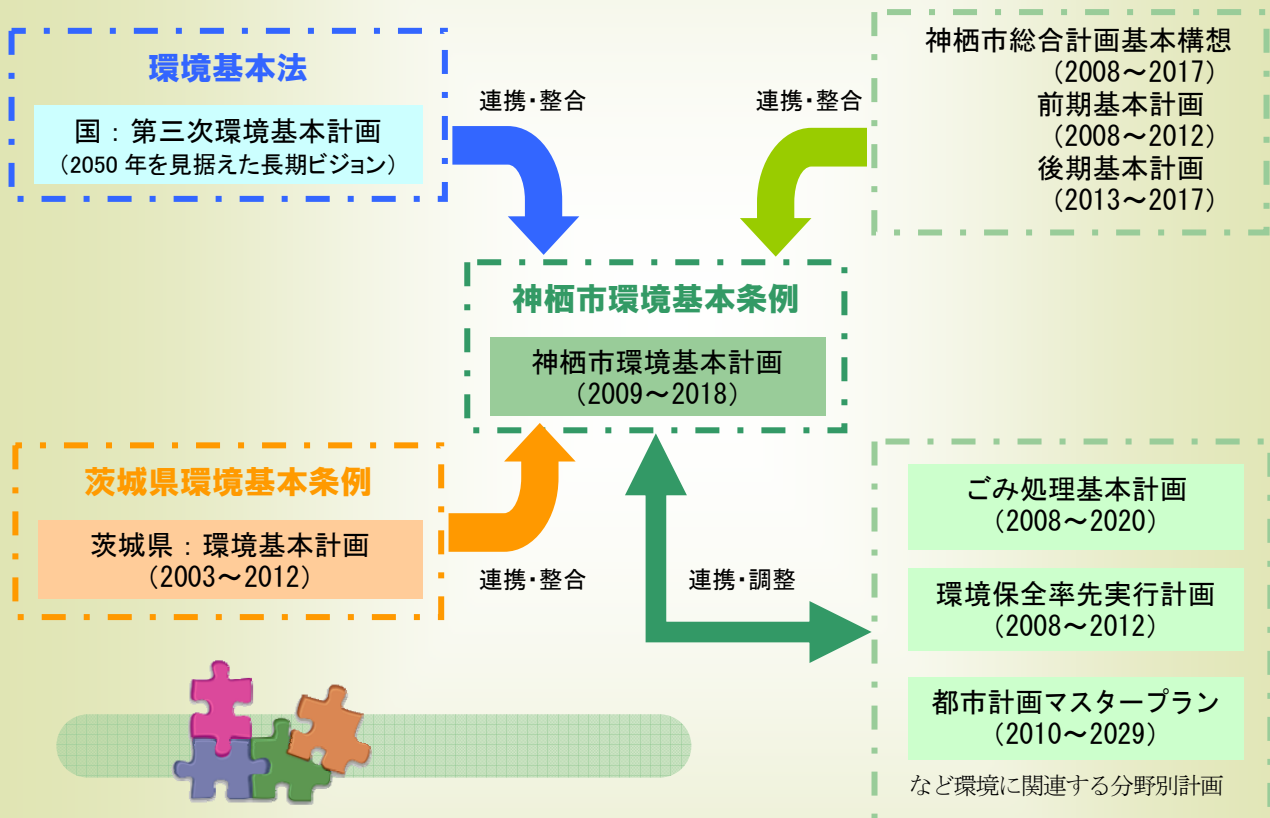
1 計画の基本となる事項

■ 計画の目的と役割

● この計画は、市の環境の保全と創造を図ることを目的とし、総合的で長期的な施策の方向性を示します。

- 市が環境に関して目指す基本的な目標（望ましい環境像）を示します。
- 望ましい環境像を実現するための市の取り組みを示します。
- 望ましい環境像を実現するための市民のみなさん、事業者のみなさんの取り組みの指針を示します。
- 計画を進めるための体制と管理の方法を示します。

■ 計画の位置づけ



■ 計画の目標年度

● 計画期間は、2009(平成 21)年～2018(平成 30)年の 10 年間です。

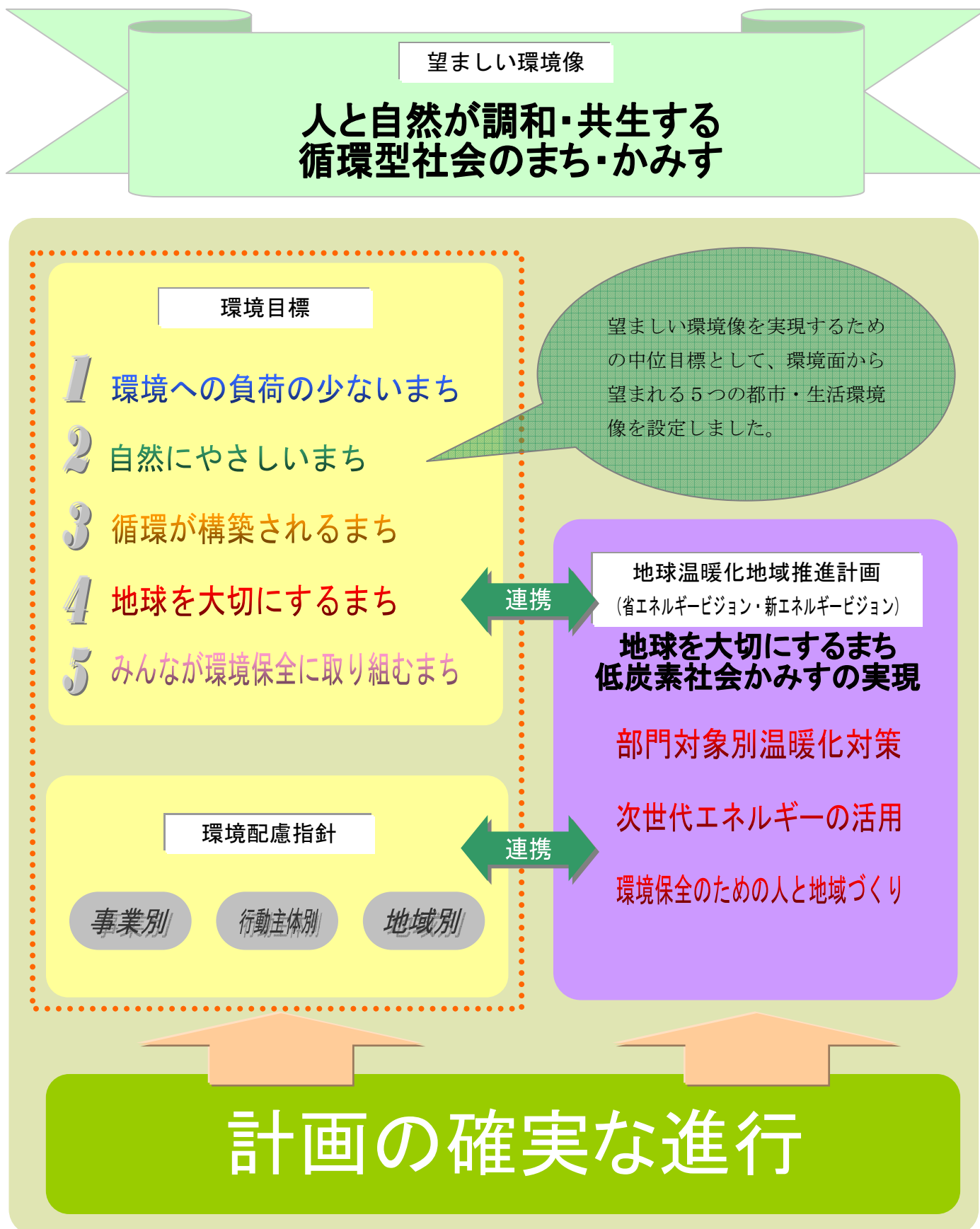


■ 計画の対象とする範囲

● 本計画の対象地域は、原則として市内全域とします。ただし、広域的に影響が生じる項目等については、国、茨城県及び周辺自治体と協力して取り組みます。

● 対象とする「環境」の範囲は、市民の多様な要請に対応するため、できるだけ広くとらえています。

2 計画の構成



3 施策の体系

- 環境基本計画では、望ましい環境像を実現するため、環境目標ごとに施策の展開を図ります。具体的には、環境目標達成のため施策の展開方針（下位目標）を定め、施策を展開し、施策の内容を設定します。また、施策の進捗を管理するための環境指標を定めます。

環境基本計画

市の取り組み

望ましい環境像

人と自然が調和・共生する循環型社会のまち・かみす

5つの環境目標

環境への負荷の少ないまち

- ❑ 大気環境基準の維持と向上
- ❑ 水質環境基準の達成
- ❑ 地下水質の安全確保
- ❑ 生活排水処理率の向上
- ❑ 騒音環境基準の達成と維持
- ❑ 振動の少ない環境の維持
- ❑ においのない環境の達成
- ❑ 化学物質の適正な管理
- ❑ ダイオキシン類環境基準の維持

自然にやさしいまち

- ❑ 豊かな自然を有する地域の保全
- ❑ 自然環境の回復
- ❑ 人と自然とのふれあいの促進

循環が構築されるまち

- ❑ 資源が循環する社会の構築
- ❑ 水の健全な循環の確保
- ❑ 農業による環境への負荷の削減

地球を大切にするまち

- ❑ 温室効果ガス排出量の削減
- ❑ フロンの確実な回収の促進
- ❑ 酸性雨に関する情報の収集

みんなが環境保全に取り組むまち

- ❑ 市の率先的な活動の実施
- ❑ 市民の環境保全活動の促進
- ❑ 事業者の環境保全活動の促進

連携

地球温暖化対策地域推進計画[省エネルギービジョン・新エネルギービジョン]
(地球温暖化を防止するための市民・事業者・市の取り組み)

地域全体での地球温暖化対策

- ❑ 地球温暖化対策地域推進計画の確実な実行
- ❑ 市有施設でのESCO事業や新エネルギー設備の導入

次世代エネルギーの活用

- ❑ 茨城県次世代エネルギーパーク構想を踏まえた取り組み

環境保全のための人と地域づくり

- ❑ 地域の活動と一体となった環境教育・学習
- ❑ 地域の活性化と一体となった環境保全活動の支援

4 計画の目標

- 望ましい環境像を実現するための中位目標として、環境面から望まれる5つの都市・生活環境像を設定しています。

1 環境への負荷の少ないまち

- 公害に関連するさまざまな課題を解決し、環境への負荷の少ない、私たちが安心して健康やかに暮らすことのできるまちをめざします。

① 大気環境基準の維持と向上

大気監視の継続、発生源対策の推進、自動車排出ガス対策の推進

② 水質環境基準の達成

水環境監視の継続、発生源対策の推進、神之池浄化対策の推進

③ 地下水質の安全確保

地下水質監視の継続、有機ヒ素化合物汚染対策の推進

④ 生活排水処理率の向上

公共下水道整備の推進、浄化槽対策の推進、し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

⑤ 騒音環境基準の達成と維持

騒音監視の継続、道路交通騒音対策の推進、一般環境騒音対策の推進

⑥ 振動の少ない環境の維持

道路沿道振動監視の継続、道路交通振動対策の推進、一般環境振動対策の推進

⑦ においのない環境の達成

悪臭監視の継続、発生源対策の推進、近隣悪臭対策の推進

⑧ 化学物質の適正な管理

化学物質の排出・移動量の監視、化学物質の適正な管理の推進、リスクコミュニケーションの推進

⑨ ダイオキシン類環境基準の維持

ダイオキシン類濃度の監視、発生源対策の推進、野外焼却等対策の推進

主な施策

地下水監視継続
浄化対策の継続

高度処理型合併処理
浄化槽設置促進

2 自然にやさしいまち

- 自然環境の適切な保全と活用を推進し、人と自然とが共生する豊かさを感じることできるまちをめざします。

① 豊かな自然を有する地域の保全

豊かな自然地域の現況把握、豊かな自然の保全と管理

② 自然環境の回復

自然環境に配慮した都市整備の推進、自然環境に配慮した農地整備の推進、自然環境調査の実施

③ 人と自然とのふれあいの促進

人と自然とのふれあいの充実、公園・緑地の整備と管理の推進、良好な都市景観の形成

主な施策

自然地域の現状調査

日川浜周辺整備
公園緑地管理

3 循環が構築されるまち

- 資源の有効利用を進めることで、循環型のまちをめざします。

主な施策

① 資源が循環する社会の構築

ごみの減量化・資源化の推進、RDF施設の安定稼働、環境美化対策の推進

② 水の健全な循環の確保

水道普及率の推進、水の有効利用の促進、計画的な土地利用の推進

③ 農業による環境への負荷の削減

環境保全型農業の促進、資源の有効利用の促進

レジ袋有料化

遊休農地の活用検討

4 地球を大切にするまち

- 私たちにできる地球環境保全のための取り組みを推進し、地球を大切にするまちをめざします。

主な施策

① 温室効果ガス排出量の削減

省エネルギーの促進、新エネルギー導入の促進、地球温暖化対策の総合的な推進

② フロンの確実な回収の促進

フロン回収の啓発の推進

③ 酸性雨に関する情報の収集

酸性雨の発生状況の監視の継続、酸性雨に関する情報の収集

低公害車の導入促進

太陽光発電システムの導入促進

5 みんなが環境保全に取り組むまち

- 市民、事業者、市のそれぞれが環境の保全に積極的に取り組むまちをめざします。

主な施策

① 市の率先的な活動の実施

事務事業に伴う環境への負担の低減、公害苦情の適正な処理の推進、その他の公害等の発生の防止

② 市民の環境保全活動の促進

市民の環境保全活動の促進、地域の環境保全活動の活性化、環境教育の推進

③ 事業者の環境保全活動の促進

事業者の環境保全活動の促進、事業者の環境コミュニケーションの促進、事業者の地域活動への参加の促進

事業者との情報交換

環境保全率先実行計画の推進

5 地球温暖化対策地域推進計画 [省エネルギービジョン・新エネルギービジョン]

■ 背景

エネルギーや資源を大量に消費する私たちの社会経済活動によって、二酸化炭素などの大量の温室効果ガスが排出されています。このため、地球温暖化対策として、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等の推進が全世界的に求められています。

そこで、市民・事業者・市の各主体が、地域の特性に応じた温室効果ガスの排出抑制の取り組みを総合的に推進し、国と連携して京都議定書の約束の達成に寄与するため、神栖市全域に係る地球温暖化対策の取り組みを行います。



■ 温室効果ガス排出量等の将来予測

● 産業部門

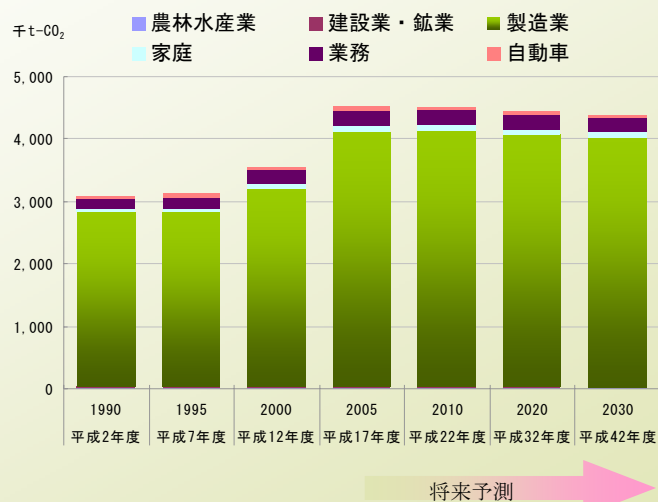
- ▶製造業が9割以上を占めています。
- ▶製造業のエネルギー消費量は増加傾向にあり、将来値は高効率設備の導入を進めることや化石燃料代替を進めることで減少すると予測されます。

● 民生部門

- ▶家庭と業務のエネルギー消費量の比は概ね1:3です。
- ▶家庭のエネルギー消費量は微増傾向で推移していますが、2030年（平成42年）頃には世帯数とともに減少が予測されます。
- ▶事業所のエネルギー消費量は増加傾向で推移していますが、高効率設備の導入を進めることで、減少すると予測されます。

● 運輸部門

- ▶市域排出量の概ね1%程度を占めています。
- ▶エネルギー消費量は、ほぼ横ばい傾向で推移しており、将来もこの傾向が継続すると予測されます。



目 標

地球を大切にするまち
低炭素社会かみすの実現

■ 取り組み内容

家 庭

- 家庭での省エネルギー活動の推進
- 省エネルギー機器の導入の促進
- 自動車の効率的な利用の促進
- 新エネルギー導入の促進



事業者

- 省エネルギー型事業活動の促進
- 省エネルギー機器導入・省エネルギー改修の促進
- 自動車の効率的な利用の促進
- 物流の効率化
- 低公害車導入促進
- 新エネルギー導入の促進

低炭素社会の基盤整備

- 省エネルギー導入基盤の整備
- 公共施設での率先活動
- 新エネルギー導入基盤の整備
- 環境保全活動・環境教育の推進



次世代エネルギーの活用

- 茨城県次世代エネルギーパーク構想への協力
- 市の率先的な取り組み
- 市民団体や環境団体との協働



環境保全のための人と地域づくり

- 環境教育・学習の推進
- 環境保全活動の支援



6 環境配慮指針

市の環境をより良くするために、
できることから始めてみましょう。



市民のみなさん

■ 物の購入

- ① グリーン購入（環境に配慮した製品の購入。電気製品、ガス・石油機器などを買う時は、省エネタイプのものを選ぶ。）を進めます。
- ② 買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜などを選びます。
- ③ エアコン・冷蔵庫は正しく処理します（フロン回収へ協力します）。

■ 電気・燃料の節約

- ① 部屋から出るときには、照明をこまめに消します。
- ② 給湯器からのお湯の温度設定は、目的に合わせて調節します。
- ③ 冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低くします。

■ 節水

- ① 節水シャワーヘッド（浄水タイプ）を使います。
- ② こまめに水を止めます。
- ③ お風呂の残り湯を利用します（洗濯、洗車、植木の水やり等）。

■ 自動車の使い方

- ① エコドライブに努めます。
- ② 低公害車、低排出ガス車に買い替えます。
- ③ タイヤをエコタイヤに買い替えます。
- ④ こまめな点検・整備を行います。
- ⑤ 近所の買い物には車に乗らず、歩いたり自転車に乗るようにします。



■ ごみ

- ① 生ごみ処理機、コンポスターの導入を進めます。
- ② 廃食用油の回収など、資源化への参加・協力をします。
- ③ リサイクル運動に参加・協力します。
- ④ 清掃活動に参加・協力します。
- ⑤ 空き地を適正に管理します。
- ⑥ 野焼きをしないようにします。
- ⑦ 洗濯用、食器用洗剤を使いすぎないようにします。
- ⑧ 壊れた物はなるべく修理して出来るだけ長く使用します。

■ 環境保全活動

- ① 環境保全活動へ参加・協力します。
- ② 下水道接続を進めます。
- ③ 合併処理浄化槽の定期的な点検や清掃を行います。
- ④ 生活騒音（ペットの鳴き声、テレビ・ステレオの音）に配慮します。

■ その他

- ① 環境家計簿をつけます。
- ② 行楽時には、ごみを持って帰る習慣をつけます。
- ③ 住まいの緑化を心がけます。
- ④ 家の近所を歩いて、身近な自然に親しむようにします。



事業者のみなさん

■ 環境汚染対策

- ① 公害防止協定を遵守します。
- ② 公害関係諸法令を遵守します。
- ③ 野焼きをしないようにします。
- ④ 環境汚染物質の移動量を把握します。

■ ごみ（減量・リサイクル）

- ① ゼロエミッションの構築を進めます。
- ② 発生したごみの再利用を進めます。
- ③ 発生したごみを適正に処理します。

■ 製品・サービス

- ① グリーン購入（環境に配慮した製品の購入）を進めます。
- ② 環境に配慮された原料（リサイクル材、有害物質の使用が少ないもの）を購入します。
- ③ リサイクル可能な製品・サービスを提供します。

■ 省エネルギー（取り組み・設備の導入）

- ① 省エネ設備の導入を進めます。
- ② エコドライブの普及を進めます。
- ③ ノー残業デーの導入を進めます。
- ④ 新エネルギー設備の導入を進めます。

■ 環境管理

- ① 環境保全のための指針・ガイドラインの策定を進めます。
- ② ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得を進めます。
- ③ 環境会計の導入を進めます。
- ④ 環境報告書の作成を進めます。
- ⑤ 社員への環境教育を進めます。
- ⑥ 環境マネジメントシステムの導入を進めます。



■ 農業・畜産業

- ① 環境保全型農業を実践します。
- ② 農業系ごみの有効利用と適正処理に努めます。
- ③ 農地などの有効活用と交流に努めます。

■ 建設業

- ① 環境に配慮した建築物づくりの推進に努めます。
- ② 環境に負荷の少ない建築資材などの活用を努めます。
- ③ 工事に伴う粉じんや騒音・振動の発生防止に努めます。
- ④ 工事に伴う廃棄物は適正に処理するとともに、建設副産物などの有効利用に努めます。

■ 製造業

- ① 環境に配慮した製品の開発・製造に努めます。
- ② 製造工程における環境配慮に努めます。
- ③ 水質汚濁防止のための排水処理や浄化対策に努めます。
- ④ 工場・事業場における悪臭防止対策に努めます。
- ⑤ 大気汚染防止対策に努めます。

■ 卸売・小売業、飲食店

- ① 環境に配慮した商品などの販売に努めます。
- ② 容器包装の減量化とリサイクルに努めます。
- ③ 飲食におけるごみの減量化・リサイクルに努めます。
- ④ 周囲の環境に配慮した事業活動に努めます。

■ 運輸・流通業

- ① 効率的な物流などに努めます。
- ② 低公害車などによる輸送とエコドライブに努めます。

■ その他

- ① 環境に配慮した自動車利用を進めます。
- ② 周辺景観との調和を進めます。
- ③ 環境に関する民間活動への協力を進めます。
- ④ 環境保全活動への参加を進めます。

7 地域別配慮指針

地域別に環境配慮指針を定めることで、地域の社会的・自然的条件に応じた環境配慮を図ります。

神栖北部地区

- ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を呼びかけます。
- 計画的な公園・緑地の整備により、快適な住環境の形成に努めます。
- 和田山緑地の保全により、生活の場と産業用地の緩衝機能維持に努めます。
- 住居系市街地の外縁に位置する幹線道路として、産業系の車両などを誘導し、生活環境の保全、円滑な交通ネットワークの確保に努めます。

神栖西部地区

- 古くから残る田園環境と居住環境の調和に努めます。（優良農地の保全）
- 歴史・文化的な地域資源（息栖神社等）の保全と環境学習等での活用に努めます。
- 良好な眺望景観を有する外浪逆浦や水辺（サイクリング道路）の利用促進による、人と自然とのふれあい活動の場の活用に努めます。

神栖中央部西地区

- 商業・業務施設が立地する本市の中心的な市街地として、土地利用の適切な誘導などにより良好な市街地形成を進めます。
- 計画的な公園・緑地の整備により、快適な住環境の形成に努めます。
- 地下水質の継続的な監視に努めます。
- ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を呼びかけます。

神栖中央部東地区

- 道路騒音の著しい箇所への低騒音型などの騒音軽減のための道路整備を行います。
- 市の中央に位置する利点、市役所をはじめとする公共・公益施設が多く立地する現状を踏まえ、環境学習等の多彩な活動の場としての利用を進めます。
- 神之池自然再生事業運営委員会（愛称：かすみどんぐりの会）と協調し、神之池浄化手法の検討を行います。
- 古くから残る田園環境と居住環境の調和に努めます。（優良農地の保全）

神栖港湾地区

- 港の景観を楽しめる拠点として親しまれている港公園の活用に努めます。
- 産業系車両の適切な誘導により、生活系交通との分離を促進し、周辺的生活環境の妨げとならないよう配慮します。
- 計画的な公園・緑地の整備により、隣接する住居系地域との緩衝機能の強化、憩いの場の充実に努めます。

神栖南部地区

- 古くから残る田園環境と居住環境の調和に努めます。（優良農地の保全）
- 豊かな自然環境（沖の洲地区）や平地林（雑木林）などの地域固有の環境資源の保全を図ります。
- 水辺（サイクリング道路）の利用促進による、人と自然とのふれあい活動の場の活用を図ります。
- 環境保全型農業の促進による水質改善を進めます。

神栖東部地区

- 計画的な公園・緑地の整備により、隣接する工業専用地域（港湾地域）との緩衝機能の強化、憩いの場の充実に努めます。
- 地下水質の継続的な監視に努めます。
- 夏場を中心に多くの人でにぎわう日川浜周辺地域の自然と調和した親水レクリエーション環境の形成を図ります。
- ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を呼びかけ、海岸利用のマナーの向上について、啓発活動に努めます。

若松地区

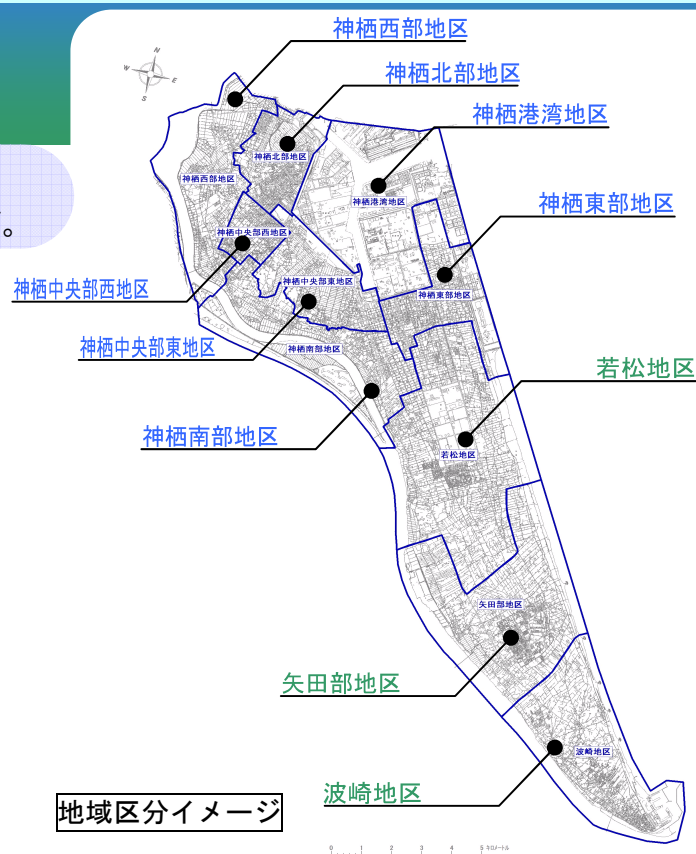
- 産業系車両の適切な誘導により、生活系交通との分離を促進し、周辺的生活環境の妨げとならないよう配慮します。
- 貴重な自然資源（植物の天然記念物）の保全に努めます。

矢田部地区

- クロマツ林の保全による特徴ある自然環境の保全に努めます。
- 体験農業の機会の充実に努めます。
- 海岸地域一帯の一層の活用による、自然環境との触れ合いの促進に努めます。

波崎地区

- 漁港関連施設と居住環境が隣接していることを勘案し、生活環境の保全に努めます。
- 貴重な自然資源（植物の天然記念物）の保全に努めます。
- 良好な眺望景観を有する利根川沿岸や太平洋沿岸の利用促進による、人と自然とのふれあい活動の場の活用に努めます。

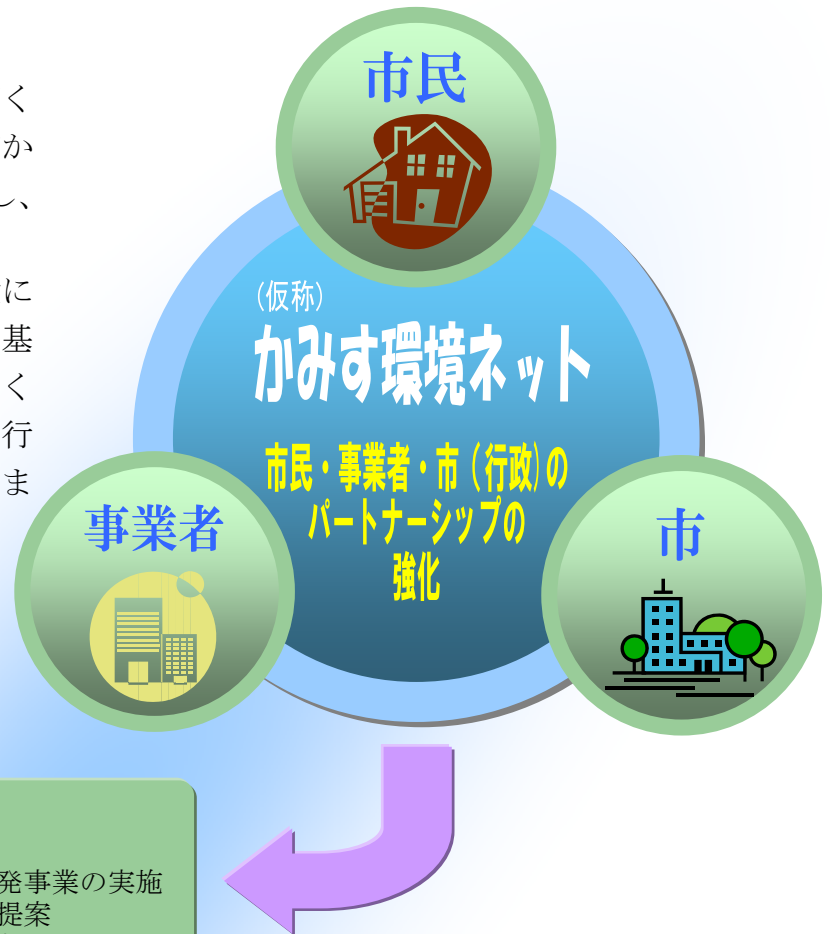


8 計画の推進

○ 推進体制

計画の目標を達成し、より良い環境づくりを進めていくため、市民、事業者、市からなる（仮称）かみす環境ネットを創設し、市民、事業者、市の連携を図ります。

（仮称）かみす環境ネットでは、環境に関する情報交換やパートナーシップに基づく環境啓発事業の実施、環境をより良くするための施策の提案、市民、事業者の行動指針の作成などの活動を行っていきます。



○ 進行管理



本計画では、計画の実効性を高めるために、いわゆる PDCA サイクルに基づく、環境マネジメントシステムの手法を使って、計画の進行管理を行います。

市の環境の状況と施策の実施状況などの点検・評価の結果を「（仮称）神栖市環境基本計画年次報告書」として公表します。

公表した報告書に対して、市民、事業者の意見を求め、提出された意見については、計画の推進に役立てることとします。

用語の解説

エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度です。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念であり、関係するさまざまな機関がドライバーに呼びかけています。主な内容は、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の維持などがあげられます。

温室効果ガス

地球温暖化の原因である温室効果をもたらす気体のこと。代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなどの大気中の濃度が、人為的な活動により増加の傾向にあります。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか代替フロン等3ガス(HFC類、PFC類、SF₆)が削減対象の温室効果ガスと定められています。

環境家計簿

日常生活において環境に負荷を与える行動や環境による影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したりすることで、環境にやさしい暮らしに取り組めるよう、促すために作成されています。

環境基準

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標のこと。

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められています。

環境保全型農業

一般的には可能な限り環境に負荷を与えない(または少ない)農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称です。

環境マネジメントシステム

事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的に、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステム(環境管理システム)といいます。

コンポスター

土の中の微生物などの力で生ごみを発酵分解し、たい肥とするための容器のこと。

新エネルギー

石炭・石油や原子力に頼ったエネルギーではなく、新しいエネルギー源や供給形態の総称です。

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネルギー法)」(平成9年法律第37号)で定める「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー等が含まれます。

ゼロエミッション

あらゆるごみを原材料などとして有効活用することにより、ごみを一切出さない資源循環型の社会システムの考え方。

ダイオキシン類

平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーPCBを含めて「ダイオキシン類」と定義されています。ごみの燃焼過程などにおいて副産物として生成される物質です。

フロン類

自然界に存在しない人工的な温室効果ガスであり、主として洗浄剤や冷蔵庫、カーエアコンなどの冷媒に使用されています。フロン類のうち、クロロフルオロカーボン類(CFCs)とハイドロクロロフルオロカーボン類(HCFCs)については、オゾン層破壊物質でもあるため、その生産の全廃が決定しています。また、CFCsやHCFCsの規制に対応した代替物質として平成3年頃から使用され始めたハイドロフルオロカーボン類(HFCs)は平成9年に採択された京都議定書において削減対象の温室効果ガスの一つに加えられています。

有機ヒ素化合物

炭素とヒ素の直接結合をもつ化合物の総称です。

リスクコミュニケーション

化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、住民等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

ESCO事業【エスコ事業】

Energy Service Companyの略で、工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。

ISO14001【アイエスオー14001】

国際標準化機構(ISO: International Standardization for Organization)が平成8年9月に発行した環境マネジメントシステム規格のこと。ISO14001の認証登録制度があり、認証取得は環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的にを行っている証明になります。

PDCAサイクル【ピーディーシーエーサイクル】

PDCAサイクルとは、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(見直し)の過程を順に行い、最後の見直しを次の計画に結びつけ、らせん状に品質の向上や継続的な改善活動などを推進するマネジメント手法の考え方を意味しています。

RDF【アールディーエフ】

Refuse Derived Fuel(ごみ固形燃料)の略語。生ごみなどの可燃性のごみを、粉碎・乾燥したのちに生石灰を混合して、圧縮・固化したものです。RDFは石炭に近い熱エネルギーを持ち、蒸気、電気などの熱源として有効利用できます。

神栖市環境基本計画 概要版 平成21年3月

発行 神栖市

編集 神栖市生活環境部環境課

〒314-0192

茨城県神栖市溝口4991番地5

電話 0299(90)1111(代表)

ファクス 0299(90)1112

